

横手市農業委員会

令和3年度 第4回

農業委員会総会議事録

令和3年6月15日

令和3年度 第4回横手市農業委員会総会議事録

令和3年6月15日午前10時00分より下記案件審議につき、横手市農業委員会総会を横手市条里南庁舎に招集する。

記

1. 議事録署名委員の指名について
2. 議案第13号 農地法第3条の規定による許可申請について
3. 議案第14号 農地法第5条の規定による許可申請について
4. 議案第15号 農用地利用集積計画審議について
5. 議案第16号 横手農業振興地域整備計画の変更に伴う意見聴取について
6. 議案第17号 「農業委員会事務の実施状況等の公表について」に係る令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）並びに令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）について
7. 議案第18号 非農地証明願いの証明申請について
8. 報告第4号 農地の転用事実に関する調査結果について

当日の出席委員

議席No.	委員氏名	出欠	議席No.	委員氏名	出欠
1	平良木 保	出	13	高瀬 俊作	出
2	木村 由美子	出	14	伊藤 亨	出
3	菅原 一太郎	出	15	高橋 尚也	出
4	佐藤 仁	出	16	佐藤 省美	出
5	堀江 一彦	出	17	佐々木 由紀子	出
6	佐藤 勇	出	18	吉田 豊	出
7	遠藤 タミ子	出	19	高橋 康弘	出
8	丹波 賢太郎	出	20	高橋 正也	出
9	小笠原 夏子	出	21		欠
10	吉田 和儀	出	22	千葉 肇	出
11	近江 清廣	出	23	齊藤 龍平	出
12	佐々木 秀一	出	24	飯野 正和	出

当日の欠席委員

21番 佐藤 真志子 委員

農業委員会事務局職員

農業委員会事務局	事務局長	高	橋	英	樹
	事務局長代理兼総務係長	塩	田	正	秋
	農地振興係長	佐	藤	正	人
	総務係副主査	鈴	木	郁	哉
	農地振興係主査	片	野	松	浩
	農地振興係副主査	佐	藤	夏	美
増田地域局					
平鹿地域局					
雄物川地域局					
大森地域局	農委事務局主査	柴	田	正	之
十文字地域局	農委事務局主査	高	橋	美	紀子
山内地域局					
大雄地域局	農委事務局主査	照	井	理	香

議長

本日の出席者数は23名であります。
横手市農業委員会総会会議規則第11条に規定する定足数に達しておりますので、ただ今から第4回横手市農業委員会総会を開会いたします。

日程1、「議事録署名委員の指名について」本件につきましては、横手市農業委員会総会会議規則第22条第2項により、当職より指名することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長

ご異議がないようですので、当職より
5番 堀江 一彦 委員
8番 丹波 賢太郎 委員
の両名を指名いたします。

日程2、議案第13号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程いたします。
事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、ご説明します。議案書2ページになります。申請案件は11件です。

「1番」から「4番」は横手地域局管内から、「1番、2番」は買受けによる規模拡大です。「3番、4番」は4月の総会で秋田県農業公社が買入れた農地を同公社による売買事業、分割払いタイプで貸し付けるための使用収益権設定です。

3ページになります。

「5番」は増田地域局管内から、買受けによる規模拡大です。

「6番、7番」は平鹿地域局から、買受けによる規模拡大です。

4ページに跨ります。

「8番」から「11番」は山内地域局管内から、「8番」から「11番」は自作地相互の交換です。

以上、配布しております別紙資料「農地法第3条調査書」の受付番号20番から30番に記載されているとおり、農地法第3条第2項第1号から第7号の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。

議長

事務局の説明が終わりました。現地調査をされました委員の皆様から、補足等ありましたらご説明をお願いします。

(特になし)

議長

特にないようですので、この件に関しまして皆様からご質問等ございませんか。

(質問、意見等なし)

議長

ご質問がないようですので、お諮りします。「議案第 13 号」について、許可することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、「議案第 13 号」については許可することに決定いたします。

日程 3、議案第 14 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

それではご説明します。議案書 6 ページをご覧ください。

「1 番」は横手地域局管内から、農地区分は、都市計画法による用途地域内であることから「第 3 種農地」と判断されます。

事業概要は、譲受人二人は夫婦で、夫は住民票を置いたまま現在妻の住所に同居しており、借家から申請地に居を構えるため、一般住宅を建築するものです。

土地概要は、横手市公文書館（旧鳳中学校）より北東に約 600m に位置しており、地目は登記「田」、現況「畑」となっております。また、北側、西側は宅地、南側は譲渡人所有の農地、東側は市道となっております。

資金計画は、全額借入金で対応するとのことで、融資事前審査結果案内通知書により確認済みです。

排水計画は、汚水・生活雑排水は公共下水道を使用し、雨水排水は自然流下させるとのことです。

被害防除は、盛土は行いませんが土壌の入替は予定しているとのことです。また、緩衝地を設け建物の高さを加減し、周囲に影響がないようにするとのことです。

意見書は、土地改良区の管轄外のためありません。

現地調査は、5 月 27 日、堀江一彦委員と事務局で実施しております。

「2 番」も横手地域局管内からです。農地区分は、都市計画法による用途地域内であることから「第 3 種農地」と判断されます。

事業概要は、譲受人は、土木建築工事の設計施工及び工事監理、宅地建物取引業を行っている法人で、この度申請地において需要のある宅地分譲地を整備するものです。

土地概要は、条里南庁舎より南に約 400m に位置しており、地目は登記、現況とも「田」となっております。申請地 3 筆のうち 2 筆は 1 月総会において、買受適格証明を受けた譲受人が事業を行うものです。隣接地の状況ですが、北側は農地、東側は水路、西側及び南側は市道となっております。

資金計画は、全額自己資金で対応するとのことで、残高証明書により確認済みです。

排水計画は、汚水・生活雑排水は公共下水道を整備し接続を予定しており、雨水排水は自然流下させるとのことです。

被害防除は、盛土・造成は行わず、緩衝地を設け、建築する際は建物の高さを加減し、周囲に影響がないようにすることです。

意見書は、秋田県南旭川水系土地改良区から差し支えない旨の意見書が出されております。

その他、申請地のほか一体として利用する土地として道水路があり、事業全体の面積としては3,065.89㎡となります。したがって、都市計画法第29条の開発行為については、関係機関と協議がされており、農地転用許可と同日付で許可見込みとなっております。

現地調査は、5月27日、堀江一彦委員と事務局で実施しております。

本案件は、宅地の造成のみを目的としておりますが、都市計画用途地域において住宅の用に供される土地を造成するものであり、農地法施行規則第57条第5項但し書きのへの規定に該当し、妥当と考えます。

続きまして、8ページです。

「3番」も横手地域局管内からです。農地区分は、都市計画法による用途地域内であることから「第3種農地」と判断されます。

事業概要は、借受人は貸渡人の子の夫で、現在貸渡人宅に同居しておりますが、子供の成長に伴い家が手狭となったため、一般住宅を建築するものです。

土地概要は、横手駅より南に約720mに位置しており、地目は登記、現況ともに「田」となっております。また、北側は貸渡人所有農地、東側は水路、南側は宅地、西側は市道となっております。

資金計画は、全額借入金で対応することと、住宅ローン事前審査通知書により確認済みです。

排水計画は、汚水・生活雑排水は公共下水道を使用し、雨水排水は自然流下させるとのことです。

被害防除は、盛土は行いませんが土壌の入替は予定しているとのことです。また、緩衝地を設け建物の高さを加減し、周囲に影響がないようにすることです。

意見書は、秋田県南旭川水系土地改良区より差し支えない旨の意見書が出されております。

現地調査は、5月27日、堀江一彦委員と事務局で実施しております。

「4番」も横手地域局管内からです。農地区分は、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから「第1種農地」と判断されます。

事業概要は、借受人は貸渡人の子で同居しております。現在、家が道路から離れた所にあるため、冬期間の除雪作業に苦勞しており、この度、家の改築にあたり、道路に近い場所として申請地を選定し、住宅を建築するものです。

土地概要は、横手北小学校から北に約1kmに位置しており、地目は登記、現況とも「畑」となっております。申請地の北側及び西側は貸渡人所有農地、南側は水路を介して宅地、東側は市道となっております。

資金計画は、全額自己資金で対応することと、残高証明書及び預かり残高報告書により確認済みです。

排水計画は、汚水・生活雑排水は合併浄化槽で処理し、雨水排水は自然流下させるとのことです。

被害防除は、盛土・造成は行わず、緩衝地を設けることで周囲に影響がないように配慮するとのことです。

意見書は、土地改良区の管轄外となっており、ありません。

現地調査は、5月27日、堀江一彦委員と事務局で実施しております。

本案件は、農地区分が「第1種農地」であります。住宅の用に供されるものであり、集落に接続して設置されるものであることから、農地法施行規則第33条第4号の規定により、不許可の例外に該当するものと考えます。

続きまして、10ページです。

「5番」は増田地域局管内からです。農地区分は、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから「第1種農地」と判断されます。

事業概要は、譲受人は現在アパート暮らしで子供がおり手狭なため、この度、実家が近くの集落内にある申請地に住宅及びガレージを建築するものです。

土地概要は、温泉保養施設ゆっふるから西に約940mに位置しており、地目は登記、現況とも「畑」となっております。申請地の北側は市道、西側は農道、南側は農地、東側は宅地となっております。

資金計画は、全額借入金で対応するとのことで、融資事前審査結果通知書により確認済みです。

排水計画は、汚水・生活雑排水は合併浄化槽で処理し、雨水排水は自然流下させるとのことです。

被害防除は、盛土・造成は行わず、緩衝地を設けることで周囲に影響がないように配慮するとのことです。

意見書は、土地改良区の管轄外となっており、ありません。

現地調査は、5月25日、平良木保委員と事務局で実施しております。

本案件は、農地区分が「第1種農地」であります。住宅の用に供するものであり、集落に接続して設置されるものであることから、農地法施行規則第33条第4号の規定により、不許可の例外に該当するものと考えます。

「6番」は平鹿地域局管内からです。農地区分は、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから「第1種農地」と判断されます。

事業概要は、譲受人は現在実家住まいしており、この度独立のため、実家が近く集落内にある申請地に住宅及びカーポートを建築するものです。

土地概要は、横手市役所平鹿地域局から北東に約1kmに位置しており、地目は登記、現況とも「田」となっております。申請地の北側及び西側は農地、南側は宅地、東側は市道となっております。

資金計画は、全額借入金で対応するとのことで、融資事前審査結果通知書により確認済みです。

排水計画は、汚水・生活雑排水は公共下水道に接続し、雨水排水は自然流下させるとのことです。

被害防除は、盛土・造成は行わず、緩衝地を設けることで周囲に影響がないよう配慮するとのことです。

意見書は、秋田県雄物川筋土地改良区より同意する旨の意見書が提出されております。

その他、進入路の施行について、道路法第24条による道路工事施行承認済みとなっております。

現地調査は、6月1日、飯野会長と事務局で実施しております。本案件は、農地区分が「第1種農地」ではありますが、住宅の用に供するものであり、集落に接続して設置されるものであることから、農地法施行規則第33条第4号の、不許可の例外に該当するものと考えます。

続いて、12ページです。

「7番」は十文字地域局管内からです。農地区分は、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから「第1種農地」と判断されます。

事業概要は、借受人は稲作の全般作業を受託しておりますが、年々扱う数量が増えてきており、現在の作業場では手狭になってきており、この度玄米の一時保管場所の確保が必要なため、隣接地である申請地に農作業小屋を建築するものです。

土地概要は、浅舞小学校から南西に約2.8kmに位置しており、地目は登記、現況とも「田」となっております。申請地の北側及び東側は水路、西側は貸渡人所有の農業用施設用地、南側は市道となっております。

資金計画は、全額自己資金で対応するとのことで、残高証明書により確認しております。

排水計画は、汚水・生活雑排水は発生せず、雨水排水は自然流下させるとのことです。

被害防除は、盛土・造成は行わず、緩衝地を設けることで周囲に影響がないよう配慮するとのことです。

意見書は、秋田県雄物川筋土地改良区より同意する旨の意見書が提出されております。

現地調査は、5月31日、佐藤真志子委員及び高橋康弘委員と事務局で実施しております。

本案件は、農地区分が「第1種農地」ではありますが、農業用施設の用に供するものであることから、農地法施行令第11条第1項第2号のイの規定により、不許可の例外に該当するものと考えます。

「8番」も十文字地域局管内からのものです。農地区分は、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから「第1種農地」と判断されます。

事業概要は、借受人は貸渡人の子ではありますが、農業経営規模拡大に伴い、現状の作業場では対応しきれなくなっており、この度自宅から近い申請地に農作業小屋を建築し、また資材置場とするため申請するものです。

土地概要は、浅舞小学校から南に約2kmに位置しており、地目は登記、現況とも「田」となっております。申請地の北側及び西側は農道、東側の一部及び南側は貸渡人所有の農地ではありますが、東側の一部において通路敷を確保し、市道に接続となっております。

資金計画は、全額自己資金で対応するとのことで、残高証明書により確認しております。

排水計画は、汚水・生活雑排水は発生せず、雨水排水は自然流下させるとのことです。

被害防除は、盛土・造成は行いますが、法面保護をし、緩衝地を設け、周囲に影響がないよう配慮するとのことです。

意見書は、秋田県雄物川筋土地改良区より同意する旨の意見書が提出されております。

その他、進入路について、道路法第 24 条による道路工事施行承認がされております。

現地調査は、5 月 31 日、高橋康弘委員及び齊藤職務代理と事務局で実施しております。

本案件は、既に一部において着手されており、申請人からの顛末書により、追認となるものです。申請地は、農地区分が「第 1 種農地」であります。農業用施設の用に供するものであることから、農地法施行令第 11 条第 1 項第 2 号のイの規定により、不許可の例外に該当するものと考えます。

続いて、14 ページです。

「9 番」は山内地域局管内からです。農地区分は、鉄道の駅からおおむね 300 メートル以内にある農地であることから「第 3 種農地」と判断されます。

事業概要は、譲受人は建築業を営んでおりますが、現在の資材置場は地形及び搬入・搬出道路の条件が悪く、使い勝手が良くない状況にあります。また資材置場の一部を売却したことにより、資材の置場所が不足しておりました。この度、現在の資材置場に近く、また自宅からも近い申請地を資材置場とするため申請するものです。

なお、申請地は現所有者が叔母にあたる前所有者より遺贈（遺言によって受け継いだもの）により譲り受けたものであり、前所有者が生前、この度の申請の譲受人に対して贈与の意思を示していた土地となります。

土地概要は、J R 東日本北上線矢美津駅から北に約 40m に位置しており、地目は登記、現況とも「畑」となっております。申請地の北側は農地、西側は鉄道敷、南側は宅地、東側は市道となっております。

資金計画は、全額自己資金で対応するとのことで、残高証明書により確認しております。

排水計画は、汚水・生活雑排水は発生せず、雨水排水は自然流下させるとのことです。

被害防除は、盛土・造成は行いますが、法面保護をし、緩衝地を設け、周囲に影響がないよう配慮するとのことです。

意見書は、改良区の管轄外となっており ございません。

現地調査は、6 月 7 日、高橋正也委員と事務局で実施しております。

「10 番」は、大雄地域局管内からです。農地区分は、水道管及び下水道管が埋設されている道路の沿道の区域にあり、かつ、おおむね 500 メートル以内に教育施設及び医療施設が存在する区域にある農地であることから「第 3 種農地」と判断されます。

事業概要は、譲渡人と譲受人は親子で、譲受人は現在市営住宅に住んでおりますが、子供が増えたことにより手狭になってきたため、申請地、

事務局

並びに譲渡人所有の隣接宅地を譲り受け、一般住宅を建築するものです。
土地概要は、大雄小学校から東に約 160mに位置しており、地目は登記、現況とも「畑」となっております。申請地の北側及び西側及び南側は宅地、東側は市道となっております。

資金計画は、全額借入金で対応するとのことで、融資見込証明書により確認しております。

排水計画は、汚水・生活雑排水は公共下水道に接続させ、雨水排水は自然流下させるとのことです。

被害防除は、盛土は行わず整地のみ行い、緩衝地を設け、周囲に影響がないよう配慮するとのことです。

意見書は、改良区の区域外となっておることから、ございません。

現地調査は、6月1日、佐々木秀一委員、及び小松高義推進委員、及び戸田賢隆推進委員、と事務局で実施しております。以上でございます。

議長

事務局の説明が終わりました。これより、現地調査をされました委員の皆様から、補足等ありましたらご説明をお願いいたします。

(特になし)

議長

特にないようですので、この件に関しまして皆様からご質問等ございませんか。

3 番

「6 番」ですけれども、地目は「田」で間違いありませんか。確認ですけれども。

事務局

「6 番」の地目が「田」であるかどうかですね。確認しますので少々お待ち願います。

3 番

大分前、平鹿町のときに、ここ周辺に転用申請が出されまして、私が現地調査をした記憶があります。許可が出たら直ぐに家が建ってしまい、何だろうと思った覚えがあるものですから。

事務局

お答えします。現況地目、登記地目ともに「田」で間違いありません。

3 番

分かりました。

議長

ほかにご質問等ございませんか。

(質問、意見等なし)

議長

ご質問がないようですので、お諮りします。「議案第 14 号」について、許可することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、「議案第 14 号」については許可することに決定いたします。

日程 4、議案第 15 号「農用地利用集積計画審議について」を上程いたします。

はじめに「整理番号 723 番」は、議席番号 12 番 佐々木秀一委員の関連案件となっておりますので、農業委員会等に関する法律第 31 条の規定に基づく議事参与の制限により、本案件の議事開始から終了まで退席をお願いいたします。

(議席番号 12 番 佐々木秀一委員 一時退席)

「整理番号 723 番」について、事務局の説明を求めます。

事務局

それではご説明いたします。議案書 32 ページになります。

利用権設定になります。「整理番号 723 番」につきましては、利用権の再設定となっております。本農用地利用集積計画については、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項に規定する要件に該当するものと判断します。以上でございます。

議長

事務局の説明が終わりました。この件に関しまして、皆様からご質問等ございませんか。

(質問、意見等なし)

議長

ご質問がないようですので、お諮りいたします。「整理番号 723 番」について、承認することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、「整理番号 723 番」については、承認することにいたします。

退席者の入場を認めます。

(議席番号 12 番 佐々木秀一委員 着席)

議長

続きまして「整理番号 809 番」は、議席番号 15 番 高橋尚也委員の関連案件となっておりますので、農業委員会等に関する法律第 31 条の規定に基づく議事参与の制限により、本案件の議事開始から終了まで退席をお願いいたします。

(議席番号 15 番 高橋尚也委員 一時退席)

議長

「整理番号 809 番」について、事務局の説明を求めます。

事務局

それではご説明いたします。議案書 32 ページになります。

「整理番号 809 番」につきましては、農地中間管理事業により農地中間管理機構である秋田県農業公社が利用権設定により農地中間管理権を取得し、6 月 16 日付で農用地利用集積計画公告により農家に貸し付ける予定となっております。本農用地利用集積計画については、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項に規定する要件に該当するものと判断します。以上でございます。

議長

事務局の説明が終わりました。この件に関しまして、皆様からご質問等ございませんか。

(質問、意見等なし)

議長

ご質問がないようですので、お諮りいたします。「整理番号 809 番」について、承認することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、「整理番号 809 番」については、承認することにいたします。

退席者の入場を認めます。

(議席番号 15 番 高橋尚也委員 着席)

議長

次に、議事参与案件を除く「整理番号 680 番」から「整理番号 820 番」について、事務局の説明を求めます。

事務局

議案書 18 ページになります。はじめに所有権移転になります。

「整理番号 680 番」から「683 番」の 4 件につきましては、秋田県農業公社が買い入れるもので、令和 3 年 7 月総会以降に農家に売り渡す予定となっております。

「整理番号 684 番」から「686 番」の 3 件につきましては、秋田県農業公社から農家が買い入れるものです。

続きまして利用権設定です。議案書 19 ページになります。

「整理番号 687 番」から議案書 23 ページの「726 番」までの議事参与案件を除く 39 件につきましては、内訳としまして、新規設定が 13 件、再設定が 26 件となっております。

議案書 23 ページの「整理番号 727 番」から議案書 33 ページの「整理番号 820 番」までの議事参与案件を除く 93 件につきましては、農地中間管理事業により農地中間管理機構秋田県農業公社が利用権設定により農地中間管理権を取得し、6 月 16 日付で農用地利用集積計画公告により農家に貸し付ける予定となっております。

相続人代表による設定については、それぞれ必要な人数の同意を得ていることを確認しております。

本農用地利用集積計画については、農業経営基盤強化促進法第 18 条第

事務局	3項に規定する要件に該当するものと判断します。以上でございます。
議長	事務局の説明が終わりました。この件に関しまして、皆様からご質問等ございませんか。
4番	確認ですが、今回の案件の中に推進委員さんに関するものは無かったのでしょうか。また、もしあった場合、今後も推進委員さんが総会に参加されるということでしたが、委員と同様に退席するのでしょうか。
事務局	この件につきましては、事務局側でも確認しましたが、推進委員さんに関しては議決権が無いため、議事参与には当たりません。
議長	ほかにご質問等ございませんか。 (質問、意見等なし) ご質問がないようですので、お諮りいたします。議事参与案件を除く「整理番号 680 番」から「整理番号 820 番」について、承認することに賛成の方は挙手願います。 (全員挙手) 全員賛成ですので、議事参与案件を除く「整理番号 680 番」から「整理番号 820 番」については、承認することにいたします。 以上をもって、「議案第 15 号」については「異議ないものと認める。」との意見を付して、横手市長に進達することに決定いたします。 暫時休憩します。 (暫時休憩) (横手市農業振興課職員 着席)
議長	会議を再開します。 日程 5、議案第 16 号「横手農業振興地域整備計画の変更に伴う意見聴取について」を上程します。 本件につきましては、横手市農業振興課からの説明をお願いします。
農業振興課	農林部農業振興課の鈴木と申します。よろしくお願いたします。 お手元に配布させていただいております、議案にかかわる資料につきましては、変更申出一覧、申出地位置図 いずれも A3 版のものとなっております。 それでは、各申出地の位置図と裏面に現況写真を標記したものによりご説明させていただきます。 今回の令和 3 年度第 1 期農振計画変更申出につきましては、農振除外申出 4 件となっております。 除外申出については、農振法第 13 条第 2 項の 5 要件で審査したもので

あり、申出地の現地調査、市関係部局との協議及び農業委員会事務局との事前調整を行っております。また5月28日には市の促進協議会を開催いたしましたところ です。

それでは、各案件について説明いたします。

申出1は、288㎡の除外です。申出者は、妻と子供4人でアパートに居住してきましたが、昨年の子誕生を機に住宅の新築を検討、農業を営んでいる実家の手伝いもあり、増田地区内に複数の候補地を検討しましたが、建築に必要な面積の確保ができないことや、隣家が近く屋根からの雪が隣の敷地に落ちる恐れがあることなどから断念し、当該地に一般住宅建設・カーポートを整備する計画であります。

当該地は、第1種農地と見込まれますが、集落に接続する農地であり、農用地の集団化・利用集積・土地改良施設等への支障がないことから除外は適当と判断いたしました。

続いて、申出2は8,455㎡の除外です。本案件は、令和2年度第1期において一度除外された土地であります。事業計画変更のため、同年度第3期において編入したものであります。この度計画変更が整ったことから、改めて除外するものです。なお、前回と同様の地番・筆数・面積となっております。今回も除外は適当と判断いたしました。

申出3は405㎡の除外です。申出者は、道路改修に伴い住宅の移動を迫られ必要最小限の土地を確保し居住してきましたが、家族の増加に伴い数年前に改築したところ敷地が狭く、駐車においては縦列駐車を強いられ、また、家財用品の収納場所がなく、住宅内に詰め込んでいる状態であることから、敷地を拡幅し、ガレージ等の設置を計画しているものであります。

当該地は、第1種農地と見込まれますが、集落に接続する農地であり、農用地の集団化・利用集積・土地改良施設等への支障がないこと、また土地改良事業完了後8年を経過していることから、除外は適当と判断いたしております。

続いて申出4は317㎡の除外です。申出者は、高齢の母と二人暮らしで、現在の住居は築後70年が経過しており老朽化が著しく、更に今年の豪雪により家屋全体が損傷し改修も困難な状態となったことや、母の介護生活を考慮したバリアフリー住宅の建築を検討しております。

現敷地への建て替えを検討しましたが、冬期間は自宅前までの緊急車両の出入りができない状況や自家用車置場までの距離が長いことから別地を候補地とし、母の通院や勤務地等を考慮し十文字地区や湯沢市内の分譲地を検討したものの適地が見つからず、また住み慣れた当地区への愛着もあり当該地に一般住宅を建設する計画であります。

当該地は、第1種農地と見込まれますが、集落に接続する農地であり、農用地の集団化・利用集積・土地改良施設等への支障がないことから、除外は適当と判断いたしました。

協議案件は以上の4件であります。以上で説明を終わります。

ご協議のほど、よろしくお願いいたします。

農業振興課の説明が終わりました。この件に関しまして、皆様からご質問等ございませんか。

(質問、意見等なし)

議長

ご質問がないようですので、お諮りします。「議案第 16 号」について、許可することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、「議案第 16 号」については「異議ないものと認める。」との意見を付して、横手市長に進達することに決定いたします。暫時休憩します。

議長

(暫時休憩)
(横手市農業振興課職員 退席)

議長

会議を再開します。
日程 6、議案第 17 号「農業委員会事務の実施状況等の公表について」に係る令和 2 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価 (案) 並びに令和 3 年度の目標及びその達成に向けた活動計画 (案) について」を上程します。
事務局の説明を求めます。

事務局

議案第 17 号についてご説明いたします。
議案書とは別にお配りしております、議案第 17 号別紙という資料をご覧頂きたいと思えます。
本件につきましては、農業委員会における農地等の利用の最適化の推進の状況、事務の実施状況について、毎年度 6 月 30 日までにインターネット上で公表することが「農業委員会等に関する法律」で位置づけられているものであるため、本総会に議案として上程し、ご審議を頂くものであります。
最初に「令和 2 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価 (案)」についてご説明いたします。資料の 1 ページになります。
I の「農業委員会の状況」についてですが、令和 3 年 3 月 31 日現在の状況を記載したものになっております。
1 番の農業の概要について、耕地面積、経営耕地面積とありますが、これは統計調査等により公表されている数値です。遊休農地面積については、農業委員会事務局で把握している台帳により記載しております。農地台帳面積については、事務局で管理しております農家台帳システムにより集計した数値となっております。その下の段に総農家数、真ん中には農業就業者数等を記載しておりますが、農林業センサスにより作成したものです。一番右側に認定農業者数、集落営農経営という項目がありますが、これについては、市農林部からの聞き取りにより作成したものです。
2 番については、農業委員会の現在の体制について記載したものです。令和 3 年 3 月 31 日現在でありますので、改選前の数字となります。任期満了年月日は令和 3 年 3 月 31 日。農業委員の定数 24 に対して実数が 24。

推進員は定数 23 に対して実数 23。地区数 8 となっております。

続きまして 2 ページをご覧ください。農業委員会の最も重要な事務として位置づけられている中の一つであります「担い手への農地の利用集積・集約化」についてであります。1 番は、令和 2 年 4 月現在の現状と課題を記載したものです。これまでの集積面積として 11,098ha、集積率としては 63.1%となっております。課題については、後継者不足ということで記載しております。

2 番は、令和 2 年度の目標と活動実績について記載したものです。集積目標を 11,128ha としておりましたが、実績としまして 11,226ha ということで、達成状況は 100.90%となっております。

3 番は、目標の達成に向けた活動についてであります。活動計画としましては、昨年度皆様に大変ご難儀をお掛けしましたが、人・農地プランの実質化に伴い実施しました意向調査や話し合い活動における情報を活用し、マッチング活動を展開して集積を促進することとしておりました。それに対しての実績でございますが、人・農地プランの実質化に伴う各地域での話し合い活動で委員の皆様がコーディネーター役を担い、現状や課題等の情報の把握に努めたとしております。

4 番は目標及び活動に対する評価についてです。目標に対する評価としては、基盤整備事業の実施に伴いまして、新たな法人等が設立され、利用権の新規設定が相当数あったため、結果として 100%を越えておりますので、概ね良好であったとしました。また、活動に対する評価としては、人・農地プランの実質化に伴う各地域での話し合い活動で把握した情報をもとに、マッチング活動を展開して、地域における後継者不在等の課題の解消に努める必要があるとしております。

続きまして 3 ページをご覧ください。こちらも農業委員会活動の中の重要な取り組みとして挙げられております「新たに農業経営を営もうとする者の参入促進」についてであります。1 番は、現状及び課題について記載しております。新規参入の状況ですが、平成 29 年度、平成 30 年度、令和元年度のそれぞれの状況を記載しております。課題につきましては、新規参入希望者に対しては、事前相談からアフターフォローまでしっかりバックアップする必要があるとしております。

2 番は、令和 2 年度の目標と実績についてです。参入目標を 1 としておりましたが、実績として 4 となりましたので、達成状況は 400%となっております。参入目標面積は 0.5 でありましたが、実績としては 0 ということです。これにつきましては、年度を超えてからの権利設定となったために 0 ということになっております。

3 番は、目標の達成に向けた活動であります。活動計画としては、新規就農認定審査会における意見及び農地の権利取得に際しての指導・助言を行うとしておりました。それに対しての活動実績は、農地の権利取得に際し指導・助言を行い、就農後は委員によるフォローアップ活動を通年実施したとしております。

4 番は、目標及び活動に対する評価についてです。目標に対する評価としては、結果として目標を大きく上回ったとしております。活動に対する評価は、新規参入者が増加するように市の研修制度への協力や農地の権利取得に際しての指導・助言を行うとしました。

次に4ページをご覧ください。こちらにつきましても農業委員会活動の重点項目として位置付けられているものである「遊休農地に関する措置に関する評価」であります。1番は、令和2年4月現在の現状と課題を記載したものです。令和2年4月現在では遊休農地面積が7.5haございまして、割合としては0.04%となっております。課題としては、全ての遊休農地を解消することは非常に困難なため、新たに遊休化する農地を食い止めることが課題になるとしております。

令和2年度の目標及び実績ですが、解消目標1haに対しまして、実績として1.1ha、達成状況としては110%となっております。

3番は、2の目標の達成に向けた活動であります。農地利用状況調査等についての記載であります。上半分が活動計画で下が活動実績となっております。調査員数、調査実施時期、調査結果のとりまとめ時期については、記載のとおりです。調査方法としましては、区域内の公道を巡回して目視で調査を実施し、遊休農地又は遊休農地化の恐れのある農地を確認した時は、要領に基づき図面に記載することとしておりまして、その他の活動としましては、年2回の農地パトロールのほか、地域ごとに随時パトロールを実施し、遊休農地の実態把握と発生防止・解消に努めると計画しておりました。活動実績については、概ね計画どおり実施されたと記載しております。ただし、農地の利用意向調査については、該当する農地が無かったということで、令和2年度については実施しておりません。

4番の目標及び活動に対する評価についてですが、目標に対する評価としては、委員さんの指導等により、目標は達成したとしております。活動に対する評価ですが、適正に実施されているが、パトロール体制を更に強化していくとしております。

続きまして5ページをご覧ください。こちらは「違反転用への適正な対応」について記載したものです。1番から3番までございます。横手市農業委員会管内では違反転用面積0ということになっておりますので、1番と2番は該当ありません。3番は活動計画・実績及び評価について記載したものです。活動計画につきましては、年2回の農地パトロールのほか農業委員・推進委員による随時巡回を実施することとしておりました。これに対して実績でございますが、年2回の農パトを実施したほか、随時巡回も行っております。また農業委員会だよりに記事を掲載し、違反防止の周知を図っております。活動に対する評価でございますが、違反転用の早期発見と未然防止のため、今後も継続して取り組んでいくとしております。

続きまして6ページをご覧ください。「農地法等によりその権限に属された事務に関する点検」について記載したものです。1番は農地法第3条に関係する部分で、2番は農地転用に関する事務について記載したものです。1番の農地法第3条についてですが、令和2年度の1年間の処理件数は137件ございまして、全てが許可となっております。事実関係の確認、総会等での審議については記載のとおりです。審議結果等の公表についてですけれども、これについては議事録を作成し、市のホームページに掲載しております。それから処理期間でございますが、標準処理期間ということで28日と定められておりますが、概ねこの期間内に処

理されております。

2番の農地転用に関する事務についてですが、1年間の処理件数は53件ございました。事実関係の確認、総会等での審議は記載のとおりです。審議結果等の公表については、3条と同じように議事録を作成し、市のホームページに掲載しております。処理期間についても3条と同じで、概ね28日以内に処理されております。

続きまして7ページをご覧ください。3番の農地所有適格法人からの報告への対応でございます。農地所有適格化法人につきましては、1年間の事業が完了した際には、速やかに農業委員会事務局に事業実施状況の報告をすることとなっております。これにつきまして管内の農地所有適格化法人数は64法人あります。うち報告書の提出があった法人数は64法人ということで、提出の無かった法人はありませんでした。ただし64法人のうち9法人は、こちらからの督促後に報告書を提出したということで、その旨を記載しております。

続いて4番の情報提供等についてであります。賃借料情報の調査・提供についてであります。こちらは1年間に契約が締結されたものを集計しまして、賃借料の最高、最低、平均について各地域毎に公表しております。調査対象となる件数は5,964件でございます。この調査結果を令和3年2月に公表しております。方法としましては、市ホームページへの掲載及びチラシの配布によります。農地の権利移動等の状況把握についてでございます。調査対象権利移動等件数1,575件ということでございますが、こちらは総会案件となった全ての件数の合計となっております。取りまとめの時期は令和3年3月で、情報提供方法は記載のとおりとなっております。農地台帳の整備についてでございますが、こちらは事務局で管理している農地台帳の面積を記載しております。対象となる面積は18,721haということで、データ更新は随時行い、データの公表は実施しております。

続きまして次のページをご覧ください。「地域農業者等からの主な要望・意見及び対処内容」についてであります。こちらはいずれも該当はありません。それから最後に「事務の実施状況の公表等」についての記載であります。1の総会等の議事録の公表、3の活動計画の点検・評価の公表については、いずれもホームページで公開しております。

次に「令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画」について、ご説明しますので、9ページをご覧頂きたいと思っております。

1番は「農業委員会の状況」について、令和3年4月1日現在の数値を記載しております。数値の根拠は冒頭で説明したものと同一になります。

2番は農業委員会の現在の体制について、記載してあります。令和3年4月1日現在でございますので、改選後の状況でございます。次期の任期満了年月日は令和6年3月31日。農業委員、推進委員の定数、実数ともに変更ありません。認定農業者等の内訳は、新しい委員さん方の状況を確認して集計した数字となっております。

次に10ページをご覧ください。「担い手への農地の利用集積・集約化」についてであります。1番は令和3年4月現在の現状及び課題について

事務局

記載したものです。これまでの集積面積は 11,266ha で集積率は 63.78% となっております。こちらは市の農林部からの聞き取りにより記載した数値です。課題であります。受け手の経営規模拡大に限界が見られる地域や、後継者が不在の地域があり、新たな担い手の育成が必要であるとしております。

2 番は令和 3 年度の目標及び活動計画についてです。集積の目標面積を 11,440ha としております。目標設定の考え方ですが、令和 3 年度末までの集積率 65% を目標にするとしております。活動の計画でありますけれども、昨年度に実施した、人農地プランの関係の意向調査や話し合い活動における情報を活用し、関係機関と連携を図り、農地中間管理機構への集積を促進するとしました。

次は「新たな農業経営を営もうとする者の参入促進」でございます。1 番の現状及び課題は、平成 30 年度から令和 2 年度までの新規参入者数と取得した農地面積を記載しております。課題につきましては、昨年度までとほぼ同じ内容でございますが、関係機関が連携を密にし、事前相談からアフターフォローまで一貫したバックアップ体制が必要であるとしております。

2 番は令和 3 年度の目標及び活動計画であります。参入目標数は 1、目標面積は 0.5ha としております。活動計画については、市が行う新規就農者向けの研修生の確保等の取組に協力し、新規就農者へ積極的な支援を行うとしております。

次に 11 ページをご覧ください。「遊休農地に関する措置」についてあります。こちらも令和 3 年 4 月現在の現状と課題について、記載しております。令和 3 年 4 月現在の遊休農地面積は 6.4ha で、割合としては 0.04% です。課題としては、高齢化による規模縮小や、豪雪等の災害により被災した農地の離農による遊休化が懸念されるとしました。

2 番は令和 3 年度の目標及び活動計画であります。遊休農地の解消面積の目標を 1.0ha としており、全体の 15% の解消を目標とすることとしております。活動計画につきましては、これまでと同様に農地の利用状況調査、意向調査、その他の活動によることとしております。

最後になりますが、「違反転用への適正な対応」ということで、現状及び課題については、無しということになっております。令和 3 年度の活動計画としましては、これまでと同様に、年 2 回の農地パトロールの実施と委員さんによる随時巡回を実施することとしております。

以上で説明は終わります。よろしくご審議下さいますようお願いいたします。

議長

事務局の説明が終わりました。この件に関しまして皆様からご質問等ございませんか。

(質問、意見等なし)

議長

ご質問がないようですので、お諮りいたします。「議案第 17 号」について、承認することに賛成の方は挙手願います。

	(全員挙手)
議長	<p>全員賛成ですので、「議案第 17 号」については異議ないものと認め、公表することに決定いたします。</p> <p>日程 7、議案第 18 号「非農地証明願いに対する証明申請について」を上程します。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは、ご説明いたします。議案書 38 ページになります。申請案件は 1 件です。</p> <p>大森地域局管内から、申請地は、市立大森病院から南西へ約 2.7km 先の山間に位置する農地で、耕作不便のため平成 18 年頃から作付けしておらず原野化しています。また、平成 29 年に発生した大雨洪水災害により土砂が堆積している状況です。申請地の北側は原野、東側、西側は山林、南側は、農業用ため池となっております。周辺の状況を考慮しますと農地に復元し耕作するには困難と判断されます。</p> <p>現地調査は、5 月 20 日に遠藤タミ子委員、佐々木健明推進委員、平元沙恵子推進委員と事務局で行っております。以上です。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりました。これより、現地調査をされました委員から、補足等ありましたらご説明をお願いします。</p>
	(特になし)
議長	<p>特にないようですので、この件に関しまして皆様からご質問等ございませんか。</p>
	(質問、意見等なし)
議長	<p>ご質問がないようですので、お諮りいたします。「議案第 18 号」について、承認することに賛成の方は挙手願います。</p>
	(全員挙手)
議長	<p>全員賛成ですので、「議案第 18 号」については、承認することに決定いたします。</p> <p>日程 8、報告第 4 号「農地の転用事実に関する調査結果について」を上程します。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>それではご説明します。41 と 42 ページです。報告案件は 5 件です。</p> <p>「1 番」は横手地域局管内からのものです。照会地は、横手市役所横手地域局から西に約 1.2 km に位置しております。</p> <p>土地状況は、38-3、46-3、47-1 は昭和 20 年代に杉が植林され現在に至っているもの。37-4 は昭和 58 年頃に圃場整備に伴い、自宅から離</p>

事務局

れた所にあった、申請者先祖代々からの祠が自宅近くの照会地に移設され設置されたものでございます。隣接地の状況ですが、北側は農道、西側と南側は水路を介して市道、東側は申請者の住宅敷地及び農地となっております。

照会地は、現在も農地としての利用は困難であり、よって「非農地」と判断します。

現地調査は、5月18日、高橋尚也委員、佐藤省美委員、日野清和推進委員と事務局で実施しております。

調査結果は、翌5月19日付けで記載のとおり報告しております。

「2番」は平鹿地域局管内からのものです。照会地は、横手市役所平鹿地域局から南西に約2kmに位置しております。

土地状況は、113-1及び116-4については、昭和40年代に豚舎を建築されて、平成24年に解体され現在更地になっております。116-6については、昭和40年代に車庫を建築され、平成29年に解体され現在更地になっております。隣接地の状況ですが、北側と南側は農地、西側は宅地、東側は道路を挟み農地となっております。照会地は現在も農地としての利用は困難な状態にあり、よって、「非農地」と判断します。

現地調査は、5月27日、菅原一太郎委員、松井覚推進委員、武藤吉喜推進委員と事務局で実施しております。

調査結果は、5月31日付けで記載のとおり報告しております。

「3番」は、十文字地域局管内からのものです。照会地は、横手市役所十文字地域局から北西に約1.2kmに位置しております。

土地状況は、昭和初期より住宅及び作業所敷地として使用されております。隣接地の状況ですが、北側は申請者所有の農地、東側及び西側は第三者の宅地、南側は市道となっております。照会地は現在も農地としての利用は困難な状態にあり、よって、「非農地」と判断します。

現地調査は、5月17日、齊藤職務代理、伊藤亨委員、高橋康弘委員、佐藤真志子委員と事務局で実施しております。

調査結果は、5月19日付けで記載のとおり報告しております。

「4番」と「5番」は、大雄地域局管内からのものです。照会地は隣接しておりますが、申請人の違いから番号が分かれているものです。照会地は、横手市役所大雄地域局から北西に約2.1kmに位置しております。

土地状況は、平成8年頃から資材置場となっており、現在に至っております。隣接地の状況ですが、南側は河川に隣接し、北側、東側、西側はすべて道路に面しております。照会地は農地としての利用、復元は困難な状態にあります。よって、「非農地」と判断します。

現地調査は、5月18日、佐々木秀一委員、小松高義推進委員、戸田賢隆推進委員と事務局で実施しております。

調査結果は、5月20日付けで記載のとおり報告しております。以上でございます。

議長

事務局の説明が終わりました。これより、現地調査をされました委員から、補足等ありましたらご説明をお願いします。

(特になし)

議長

特にないようですので、この件に関しまして皆様からご質問等ございませんか。

(質問、意見等なし)

議長

ご質問がないようですので、「報告第4号」の報告を終わります。

以上をもちまして、第4回総会を閉会します。

ご協力ありがとうございました。

(11時30分) 閉会

上記会議の顛末を記録し、その内容の相違ないことを証するためここに署名する。

横手市農業委員会

令和3年6月15日

議 長 飯野 正和

署名委員 堀江 一彦

署名委員 丹波 賢太郎
